

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざすべき姿（基本理念）

第1次計画では「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」という基本理念のもと、計画を作成しました。その後の第2次計画では、第1次計画の基本理念を引き継ぎ、地域福祉の推進に取り組んできました。

第3次計画の理念は、上位計画である「桐生市総合計画」と整合性を図り、「地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります」とします。

基本理念

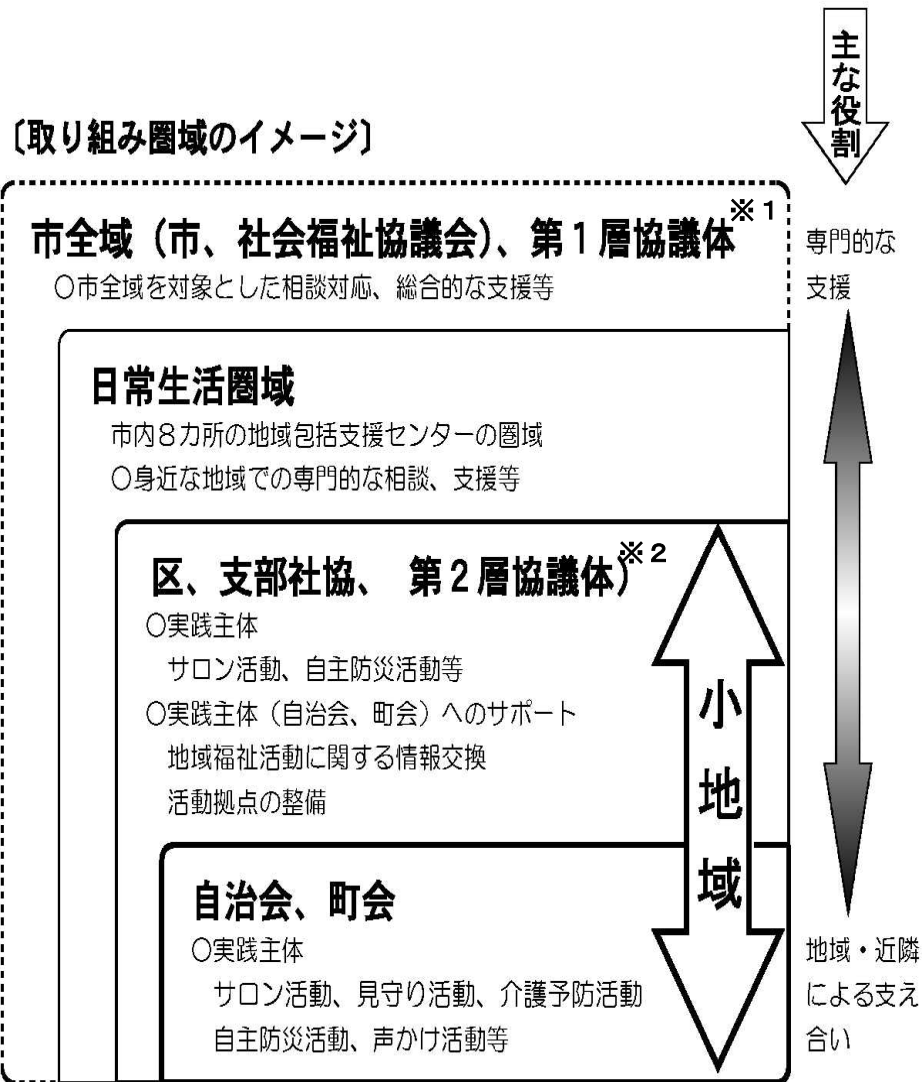
地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります。

また、第3次計画では、SDGs（持続可能な開発目標）に準拠して計画を推進します。SDGsでは豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン 2019」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。



2 圏域設定の考え方

第3次計画では、地域福祉を推進するため、地域福祉活動の圏域を設定します。圏域設定は、包括的な支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を作るために重要です。また、第3次計画が中心となって、地域福祉を推進する基礎となる圏域を設定することで、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。



地域福祉活動には、圏域を超えた活動をしている団体があります。地域に密着した小地域での活動だけでなく、団体によっては、目的に応じて活動圏域が異なります。

※1 【第1層協議体】：市全域において多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を行う。

※2 【第2層協議体】：区または支部社会福祉協議会単位で地域ニーズの把握や情報共有及び資源開発等を行う。

3 計画の基本目標

第3次計画では、第2次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・県の動き、アンケート結果等から見られる地域福祉の課題への対応を考慮して、下記の3つの基本目標に向けた施策体系を進めていくこととします。

【第3次計画】

基本目標

1 安心・安全の
地域づくり

2 支え合いの
仕組みづくり

3 地域を支える
人づくり・活動の促進

取組の方向性

1-1 福祉サービスなどの整備・充実

1-2 適切な福祉情報の提供

1-3 活動拠点としての施設活用

1-4 健康・介護予防の推進

1-5 災害時などの支援協力体制

2-1 相談支援体制の充実

2-2 地域における権利擁護の推進

2-3 住民同士のつながり、住み慣れた地域での生活の充実

2-4 地域全体によるネットワーク化の推進

2-5 ネットワークによる支援が必要な人の把握とその支援体制の整備

3-1 地域福祉推進のための協働

3-2 市民活動の推進

3-3 福祉教育の推進

3-4 地域の人材育成

【計画推進のイメージ図】

基本理念である「市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり」に向けて、土台・基礎づくりとして、支部社会福祉協議会単位を基礎とした定期的な地域情報の共有の場の設置を行います。この上に、「基本目標1 安心・安全の地域づくり」から始まり、「基本目標2 支え合いの仕組みづくり」を行い、最終的に「基本目標3 地域を支える人づくり・活動の促進」を図ることで、基本理念の達成を目指します。基本理念の達成に向けては、行政、社会福祉協議会、社会福祉関係者、地域住民が協働・連携しながら進めていきます。

基本理念：地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります

基本目標1 安心・安全の地域づくり

【具体的なゴール】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための基盤整備

基本目標2 支え合いの仕組みづくり

【具体的なゴール】

支部社会福祉協議会の組織強化と活動の充実

基本目標3 地域を支える人づくり・活動の促進

【具体的なゴール】

全世代の地域福祉活動への参加促進

【土台・基礎】

支部社会福祉協議会を単位とした定期的な地域情報の共有の場